

## 日本版ビッグバンと企業会計制度

金融システム改革（いわゆる日本版ビッグバン）では、銀行、証券、保険といった金融業界の改革に焦点が集まっている。しかし、全ての企業（証券取引法に基づき財務諸表を作成する企業）に影響があるという影響範囲の大きさと言った面では、他の改革に引けを取らない重要な改革の一つとして、企業会計基準の改革がある。これについては、昨年11月の橋本首相のビッグバン宣言の中でも、改革三原則（フリー、フェア、グローバル）のうちのフェアにからんで「ディスクロージャーの充実」という言葉で、また、グローバルにからんで「会計基準の国際化」といった言葉で述べられている。以下では、現在、わが国で進められている主要な企業会計制度改革の現状について概観し、さらに、今後のわが国の企業会計制度の方向性を見る上で非常に重要となる、現在の国際的な企業会計の流れについて見ていくことにする。

### 1. 企業会計審議会の最近の動向

1月30日に設立された、金融システム改革連絡協議会<sup>1</sup>では、企業会計審議会がその一員となっており、日本版ビッグバンの重要な項目の一つが企業会計基準の改革であることはここからも明らかである。

企業会計審議会では、橋本首相によりビッグバン宣言が出される1年以上前の95年10月から「連結財務諸表制度」の問題について審議を重ねてきていた。また、96年7月には、特別部会を設置し「金融商品」、「企業年金」、「研究開発費等」についても審議を進めてきていた。そして、これらが、首相のビッグバン宣言により、後押しされる形となったのである<sup>2</sup>。今年に入ってから、2月、6月と審議経過についての公表が相次いでなされ、引き続き活発な審議が行われている（表1）。このうち、連結財務諸表については、キャッシュフロー計算書と中間連結財務諸表についての作成基準が継続して審議され、また、論点整理の段階である3つについても98年夏を目処に最終報告書が公表される予定となっている。

<sup>1</sup> 証券取引審議会、企業会計審議会、金融制度調査会、保険審議会、外国為替等審議会が金融システム改革を進める上で、相互に関連する問題を調整する場として設立された。

<sup>2</sup> 97年2月には、特別部会で順を追って審議を進める予定であった、「金融商品」、「企業年金」、「研究開発費等」について、同時並行で審議を進めるために、それぞれ部会を設置した。

表 1 企業会計審議会等の審議の公表状況

1997年	
2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書案（公開草案）」</li> <li>・「企業年金に係る会計処理基準の検討にあたっての論点の整理」<sup>3</sup></li> </ul>
6月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」</li> <li>・「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」</li> <li>・「研究開発費に係る会計処理基準の検討にあたっての論点の整理」<sup>4</sup></li> </ul>

## 2. 会計基準のグローバル・スタンダード

繰り返しになるが、ビッグバン宣言では、企業会計基準の改革の方向の一つとして、「会計基準の国際化」が掲げられている。これは、わが国の金融・資本市場が海外の投資家をも取り込んで国際化するためには、市場インフラの一つである「情報」、さらにその一つである「企業の会計情報」の国際化が必要であるということである。

会計基準のグローバル・スタンダードといった場合、まず頭に浮かぶのが国際会計基準（International Accounting Standards; IAS）であろう。国際会計基準は、世界各国の会計士団体により組織された国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee; IASC）<sup>5</sup>が公表している会計基準である。

IASは、IASCが、国により異なる会計基準の調和をはかる目的で作成し、各国に採用を働きかけている国際的に比較可能な会計原則である。現状では、各国の国内会計基準は、必ずしもIASとは一致していないが、国によっては、国内基準と併用する形で、IASによる財務諸表の作成を認めているケースもある。したがって、IASに基づく財務諸表の作成が国際的に義務づけられているわけではない。

例えば、日本とEU諸国との間では相互主義が認められており、企業が外国において資金調達を行う際に相手国に提出する財務諸表について、自国の会計基準に則って作成したものを利用することが認められている。一方、米国の場合は、海外の企業であれ、米国内で資金調達を行う企業はすべて、SEC基準に則った財務諸表を提出する義務がある。

では、なぜIASの動向が注目されているのであろうか。この理由の一つとして、IOSCO（証券監督者国際機構；the International Organization of Securities Commissions）とIASとの関係がある。IOSCOは世界各国の証券規制当局者により組織されている機関であるが、ここがIASを承認する方向で検討を行っていることにより、IASの重要性が増してきている

<sup>3</sup> 企業財務懇談会（企業財務課長の私的研究会）が、企業会計審議会部会の審議に資するために整理したもの。

<sup>4</sup> 上に同じ。

<sup>5</sup> 1973年に米国、英国、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、メキシコ、オランダ、日本の9ヶ国の会計士の団体により設立され、96年現在で85ヶ国、125の機関がメンバーとなっている。

のである。IOSCO と IASC は、95 年 7 月に、99 年の 6 月までに IASC が包括的なコア・スタンダードを作成し IOSCO がこれを認めるという共同のプレス・リリースを発表した。さらに、昨年 3 月には、最終期限が 98 年 4 月にするよう作業の加速化が発表されている。IASC では、項目ごとにプロジェクトを設けて、現在、作業を進めている（表 2 参照）。

IOSCO が IAS を承認すると、企業が国際的な資金調達活動や海外証券取引所に有価証券を上場する（している）場合、IAS に従った財務諸表を作成すれば、IOSCO 加盟国においては、当該国の国内基準に従っていなくとも、そのまま通用することになる。ただし、この場合も、注意が必要なのは、IAS の採用は強制ではなく、その他の基準（例えば米国の場合、SEC 基準）を採用するか IAS を採用するかは企業の自由となる。もっとも、投資家にとっては、すべての企業が同じ基準となれば、比較容易性の観点で望ましいことは間違いなく、企業が国際的なマーケットで受け入れられることを望む場合には、欧州のように相互承認が認められている場合でも、IAS での財務諸表作成が重要となるということが考えられる<sup>6</sup>（図 1 参照）。

表 2 IASC における作業計画（97 年 4 月現在）

プロジェクト	1997			1998	
	4 月	7 月	10 月	1 月	4 月
セグメント		IAS			
財務諸表の表示	Dis	IAS			
従業員給付	Dis	Dis	IAS		
減損の改訂	ED		Dis	IAS	
無形資産、研究及び開発とのれんの改訂	Dis	ED		Dis	IAS
リースの改訂	ED		IAS		
廃止事業	Dis	ED		Dis	IAS
中間財務報告	Dis	ED		IAS	
引当金及び偶発事象	Dis	ED	Dis	Dis	IAS
金融商品と投資の改訂	Dis	Dis	ED	Dis	IAS
農業		SOP	ED		

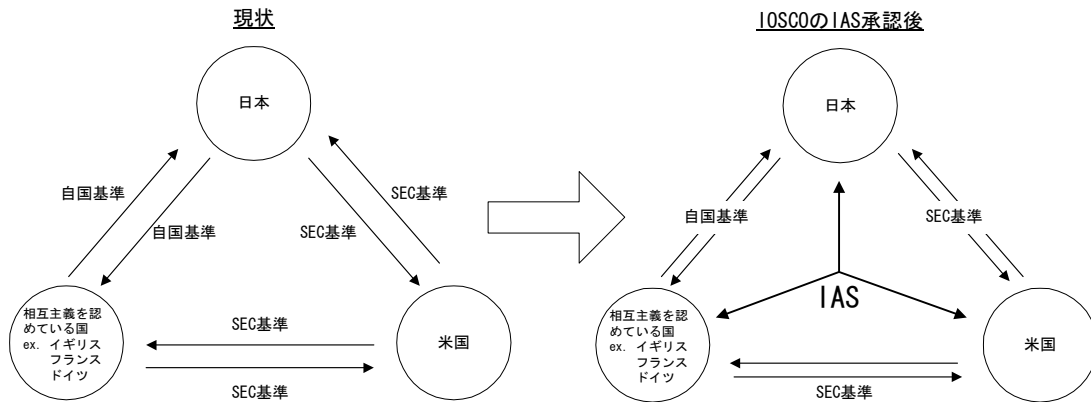
(注) 1.SOP：原則書、Dis：ディスカッション、ED：公開草案、IAS：国際会計基準。

2.農業は IOSCO のコア・スタンダード外。

(出所) JICPA ジャーナル（97 年 6 月）

<sup>6</sup> 米国の会計基準は、ほとんどの国で受け入れられる一方で、米国に対しては米国基準しか認めないという点から、米国基準が現在のところ、実質的に国際基準となっているというのが現状である。ただし、米国基準は、あくまでも、米国企業のために作られる基準で米国人以外がその作成に関与できないことなどからも、これを国際基準とすることは問題であろう。

図1 各国の財務諸表受入の関係



また、IASCの動向が注目されている理由のもう一つとしては、各国が国内の会計基準を改正する際にIASが少なからず影響を与えているという点である。各国はあくまでも、自国基準中心のスタンスを取っているのであるが、企業活動のグローバル化及び資本市場の国際化に伴い、会計基準の改訂の際には、国際的なハーモナイゼーションということも意識せざるを得ないのであろう。

ドイツやフランスでは、利益処分や課税所得の基礎となる単体財務諸表については、自国基準を尊重する一方で、連結財務諸表については、IASを受け入れる方向にある。また、イギリスについては、会計基準審議会（Accounting Standard Board; ASB）が公表する会計基準（Financial Reporting Standard ; FRS）では、すべてその中でIASとの関係が明記され、さらに、FRSに準拠すれば、ほとんどがIASに準拠したこととなるようになっている。米国については、自国の会計基準の厳格さから、従来、IASは米国基準に比べてディスクロージャーの点で不十分であるとして、その採用等については消極的であったが、近年は、IASCの行動に積極的に参加し、IASを米国基準に近づけることに力を入れている。

また、日本における今般の有価証券報告書の連結財務諸表制度への移行や現在、企業会計審議会が進められている企業年金、金融商品、研究開発費の会計制度の見直しにもIASが大きな影響を与えている。

### 3. 国際的な企業会計の流れとわが国企業会計基準

わが国の企業会計基準の改訂に、IASが影響を与えていることはわかるが、では、国際的な企業会計の流れはどんな方向にあり、それとわが国の企業会計基準との差異はどこにあるのであろうか。

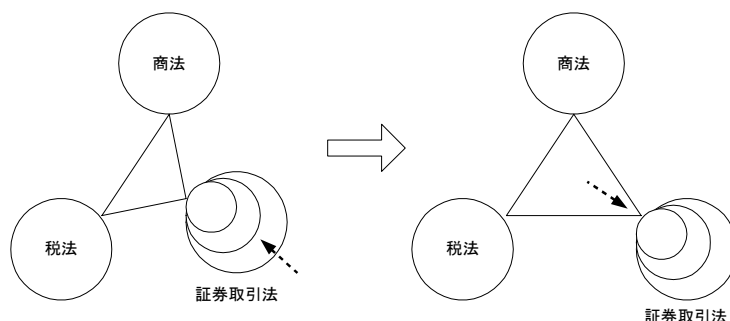
IASとわが国の企業会計基準の最大の違いは、企業会計の目的であろう。IASでは、企

業の財務諸表の役割は、利害関係者に対する情報開示であるとしている。そして、現代では、企業の利害関係者のうちで最も大きなリスクを抱えているのは投資家であるとし、投資家の意思決定において必要とされる情報を提供するのが財務諸表の役割としている<sup>7</sup>。これは企業の資金調達活動が間接金融から直接金融へ移ってきていることを反映しているとも考えられる<sup>8</sup>。

一方、日本ではもともと、財務諸表の役割については、分配可能利益の算定、すなわち、債権者の株主という利害関係者間の利害調整機能が重要とされてきた。日本の会計制度は、商法会計、税務会計、証券取引法会計を基準とする「トライアングル体制」といわれる。その中で証券取引法の基本理念は、投資家保護であり、そこでの財務諸表の役割は、投資家の意思決定に必要な情報の提供である。この点は、IAS と変わらないのであるが、実際は、商法における分配可能利益の算定が重視され、証券取引法における財務諸表も（内容が商法に比べて充実しているとはいえ）74年の商法改正以降、商法会計に近づける形で修正が加えられてきたといわれる<sup>9</sup>。さらに、分配可能利益の算定は、確定決算主義により税務会計とも密接に結びついている。世界的な標準となりつつあるIASやSEC基準と日本基準との違いの多くが、こうした会計の目的の違いに根ざしているともいえる<sup>10</sup>。

そして、まさにこの部分が今、わが国では変わろうとしているのである。わが国で現在検討されている会計基準の変更（連結決算重視への移行、金融資産の時価評価、年金債務のオン・バランス化）をみると、投資家への情報提供という証券取引法の理念を重視する方向へと移ってきていることがわかる。すなわち、トライアングルとはいいつつ、商法会計、税務会計よりとなっていた体制を修正し、証券取引法の重みを増す方向に進んでいるのである。さらに、これは、今後、ビッグバンにより間接金融から直接金融への流れが加速し、企業会計において株主への情報開示という観点がより重要となることと平仄があっているのである。

図2 わが国会計制度のトライアングル体制  
従来 連結制度改正



<sup>7</sup> 米国、英国がこの考え方による。

<sup>8</sup> 白鳥栄一「国際会計基準の基本理念」企業会計 1997, Vol.49 No.7

<sup>9</sup> 野村健太郎「わが国会計システムと国際調和」JICPA ジャーナル 1997,10 No.482

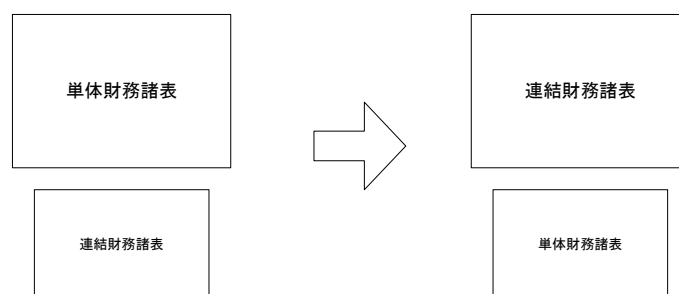
<sup>10</sup> 同様の問題は、日本と同様に確定決算主義をとるフランスやドイツでも生じている。

## 4. 連結決算の導入

ここで、最近の主要な改革の一つ連結財務諸表制度の見直しについてみてみよう。本年6月6日に企業会計審議会から「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表され、これによると98年4月1日以降開始する年度から新しい連結財務諸表制度が導入される。今回の制度の大きな点の一つは、先述のように、これまで単体情報主体であったのを連結情報主体に変更するということである。

近年、アナリストや機関投資家などは、投資対象の分析において、単体の決算よりもむしろ、企業グループ全体の業績を重視する方向に移ってきているが、今回の変更により、連結情報が充実することはさらにこの流れを加速化するであろう。

図3 単体中心から連結中心へ



また、今回の改正では連結の対象となる会社の範囲が拡大されている。連結対象を決める際の基準が、いわゆる「持株基準」から「支配基準」へ変更された。つまり、これまでは議決権の過半数を保有しているかどうか、連結の際の判断となっていたのが、新しい連結基準では、他の会社の意思決定機関を支配しているかどうか判断の基準となる。例えば、以下のような例の場合は、現行の基準では連結対象子会社とはならないが、新しい基準では連結対象となる。

- ・ 議決権を行使しない株主がいることで、株主総会で議決権の過半数を維持できる場合。
- ・ 協力的な株主がいることにより、株主総会で議決権の過半数を維持できる場合。
- ・ 役員会の構成員の過半数を親会社の役職員（または役職員であったもの）が占めている場合。
- ・ 契約などにより重要な財務及び営業の方針決定を支配している場合。

持分法<sup>11</sup>の対象となる関連会社の範囲についても、現行基準では、①議決権の20%以上を保有し、かつ、②人事、資金、技術、取引等の関係で財務及び営業の方針に重要な影響をもたらす場合となっているのが、新基準では①の部分を外し「影響力基準」に変更され

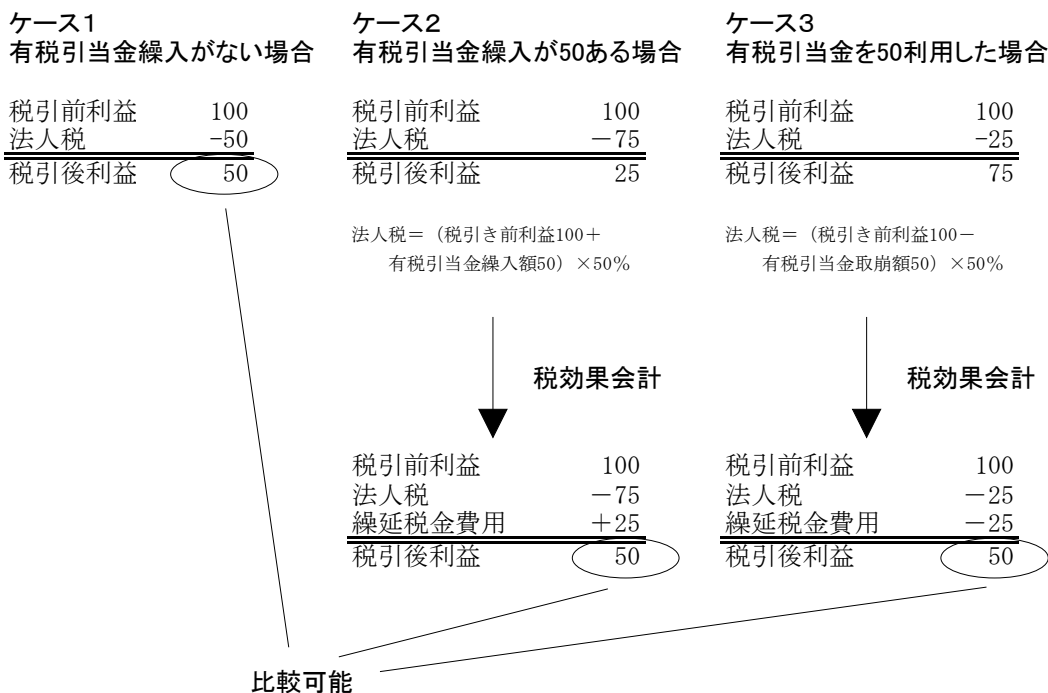
<sup>11</sup> 持分法とは、当初取得価額で財務諸表に記帳した額を、被投資会社の純資産の変動（利益や損失など）に応じて増減させる方法である。また、増減分は持分法評価益として連結損益計算書にも計上される。

ている。

以上のことから、企業においては、グループ戦略を考える上で、特に、（連結の）収益ということ考えた場合、これまでのように出資（カネ）だけを気にかければよかったのが（収益の悪いところを出資比率を引き下げることで連結から外すなど）、制度変更後は、役員のパ遣などの人的な関係を考慮する必要が出てこよう。投資家にとっては、連結対象の拡大により、企業グループ本来の収益力、すなわち、潜在的に親会社が抱えているリスク（プラス及びマイナスの収益）の状況をよりの確に把握することが可能となる。

さらに、今回の連結制度の見直しでは、これまで任意であった税効果会計の採用が義務づけられている。税効果会計とは、税務会計と企業会計との間に、損益の認識時点や資産、負債の評価額にずれがあることで、法人税が適切な時期に負担していることとならないのを調整することである。言葉で表すとわかりにくいので、簡単な例を示すと以下のようになる。

図4 税効果会計の簡単な例



ケース2では税効果会計を採用しない場合、税法上引当金の繰入が認められないことから、税金（という費用）が発生しその分税引後利益が減少している。一方で、ケース3では過去に負担した税金が繰り戻ることにより税引後利益が大きく計上される。これらを調整するために繰延税金費用を計上するのが税効果会計である。

欧米の主要先進国では、企業評価を行う際には（連結）税引後利益が重視されるのが一

般的である。日本でもこれまでの経常利益重視から、EPS（一株当たり利益）やROE（株主資本利益率）といった税引後利益に基づいた指標が重視されるようになってきた。今回の改正により税引後利益の比較可能性が高まることは、国内及び国際間で企業比較する上で、非常に有意となろう。

この他、今回の連結財務諸表制度の見直しでは、連結情報の信頼性を高めるために親会社と子会社の会計処理を統一することや、発生主義の導入により把握しづらくなる企業の資金繰り状況を把握するのを補助するために連結キャッシュ・フロー計算書を基本財務諸表に加えること、情報の適時開示の強化のために連結中間財務諸表を導入することなどが実施されている。

表3 連結決算制度改正のポイント

	現行	改正後
連結の範囲	「持株基準」 出資比率（議決権の過半数）で判定	「支配基準」 役員派遣など経営への支配力で範囲を拡大
親会社・子会社の会計処理	できるだけ統一	原則として統一
税効果会計	任意	義務づけ
保証債務・重要後発事象など	単独ベース	連結ベース
資金収支表（キャッシュ・フロー計算書）	単独ベース	連結ベース
付属情報	単独ベース	営業や設備の状況などが連結ベース
中間決算書	任意	義務づけ
有価証券報告書の記載の順序	個別・連結の順	連結・個別の順

（出所）金児昭「グループ経営と連結決算」企業会計 1997, Vol.49 No.11

## 5. 時価会計

会計制度の変更として「連結会計」と共に最近よく耳にするのが、「時価会計」という言葉である。この時価会計については、「土地が時価評価され、多額の含み益が出てしまう」とか、「持ち合い株の含み益は、米国基準では時価評価しなくていい」とか「負債も時価評価するのか」といったいろいろなことがいわれている。このため、現在の会計制度の変更でいわれている、いわゆる「時価会計」について、まず把握することにする。時価会計については、その財務諸表に与える影響から、①時価評価の対象となる資産や負債の



範囲をどうするかという観点と、②財務諸表にその評価損益をどれくらい反映させるかという観点から分類することが可能であろう。

範囲については、

- (A)資産・負債全て
- (B)金融商品全て
- (C)一部の金融商品
  - ①商品別
  - ②保有意図別
  - ③評価減のみ
- (D)一部の企業の一部の金融資産

財務諸表への反映については

- (a)貸借対照表と損益計算書の両方
- (b)第二の損益計算書に反映させる（後述）
- (c)貸借対照表だけ
- (d)オフバランス項目として開示

この分類では、(A)－(a)が究極的な時価会計といえようが、現在のところここまで行っている国はないし、また、そうすべきであるか、可能であるかという問題もある。現在のところ一番包括的に時価会計を導入しようとしているのは、IAS であり、その方針では、基本的に全ての金融商品を時価（公正価値）で評価し、貸借対照表及び損益計算書に反映させるというものである（上の分類では(B)－(a)となろう）<sup>12</sup>。以下では、IAS 及び英米、日本の時価会計の状況について簡単にみてみよう。

## 1) 国際会計基準 (IAS)

IASC の金融商品起草委員会は今年の3月にディスカッション・ペーパー「金融資産及び金融負債の会計処理」(Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities)を公表した。IASC は94年に公開草案E48「金融商品」を公表し、その中では、金融商品をその保有目的により①長期または満期保有、②ヘッジ目的、③その他に分類し、それぞれ、会計処理を別にする事（順に低価法、ヘッジ会計、時価会計）が提案されていた。しかし、この方法に対しては、「適切に分類することが可能なのか」、「分類にあたって経営者の意図が反映されることにより利益操作が可能となるのではないか」、「原価評価されているも

---

<sup>12</sup> IAS16では有形固定資産については原則原価法で評価するとしているが、公正価値で評価することも代替処理として認めている。また、IAS25では、投資不動産についても公正価値で評価することを認めている。

のが時価評価されているものによりヘッジされている場合に mismatches が生じるのではないか」、 「ヘッジ会計を導入した場合でも、ヘッジの指定が経営者に依存することや、IAS の概念からは資産・負債に該当しない未実現利益が貸借対照表上に表示されることには問題はないのか」といった反論があったことから、IAS は再検討を行い、その結果を今回、ディスカッション・ペーパーで公表したのである<sup>13</sup>。

ディスカッション・ペーパーでは、E48 から一転して、基本的に全ての金融商品を時価（公正価値）で評価し、貸借対照表及び損益計算書に反映させることが提案された。公正価値で評価する理由としては以下のような理由を掲げている。

- ・金融資産・負債の公正価値は、その対象商品の将来キャッシュ・フローの市場による評価の現在価値を反映しているため、測定のためのより優れた基礎となる。
- ・他の方法では、取得時点や分類により、同一商品でも価値が異なるのに対して、公正価値は、いかなる時点でも比較可能である。
- ・近年、企業においては公正価値に基づいて財務リスクを積極的に管理している企業が増えてきている。公正価値による評価が、内部のリスク管理に必要なものであるならば、自身のポートフォリオのリスクを同様に管理していると考えられる投資家にとっても適切であるはずである。

ここでも、主要な観点は、企業が抱えるリスクを適切に投資家に伝えること、企業間の比較可能性を高めることにある。

このようにデリバティブを含めて金融商品の全て（資産・負債）を公正価値で評価することで、分類の必要がなくなり、経営者の裁量が働かなくなる<sup>14</sup>。また、原価で表示されるものがなくなるため、ヘッジ商品とヘッジ対象商品との間の損益認識時期がずれることがなくなり、ヘッジ会計の必要がなくなる。したがって、E48 に対して提示された問題点のほとんどがクリアされることとなる<sup>15</sup>。

一方、全ての金融資産に時価会計を導入した場合、公正価値が大きく変動し、損益もそれを受けて大きく変動することが弊害として指摘される。しかし、IASB は基礎となる価格・リスクといった経済事象が変動しやすいものであれば、それを会計上も適切に伝えるべきであるとしている。つまり、リスクの高いものを保有しているのであれば、そのリスクを適格に表示し、評価損益等によるボラティリティを回避するためには、企業はリスク管理を徹底すればよいということであろう。また、デリバティブの発展により、そうした

---

<sup>13</sup> 再検討にあたって、プロジェクトは二段階に分割され、最初の部分である開示及び表示については、95年3月にIAS32「金融商品：開示と表示」として承認され完成している。現在は、第二段階の認識と測定の問題について検討している状況にある。

<sup>14</sup> 公正価値の算定について、特に市場で価格情報が手に入らないものについては、経営者の裁量が働く余地があり、これをどれだけ排除できるかが課題となる。

<sup>15</sup> 将来的な契約から得られるキャッシュ・フローなどの予定取引を対象とするヘッジ取引の損益については、貸借対照表に記帳し繰り越す方法ではなく、注記を付して損益計算書に反映させる方法と、その他の包括利益として損益計算書以外の「第二の損益計算書」（石川純治、JICPA ジャーナル 97.10）に一旦計上し、予定取引からの損益が損益計算書に含まれる期に振替を行う方法（上記分類の(b)）が提案されている。

リスク管理も容易となってきたことも背景としてあげられよう。

IASCはこのディスカッション・ペーパーについて各国から、意見を徴収し、現在、公開草案を作成中であるが、議論が難航しており、98年4月のIOSCO承認に間に合わないというのがもっぱらの観測である<sup>16</sup>。

## 2) 米国 (FASB)

米国では、93年6月に制定された基準書第115号「負債及び持分証券に対する投資の会計処理」(Accounting for Certain Investment in Debt and Equity Securities)により、保有目的別に有価証券を分類することで(IASのE48に似た方法)、一定の有価証券に対して時価会計が導入されている。また、96年3月に公表された公開草案「デリバティブ及び類似の金融商品とヘッジ活動に関する会計」(Accounting for Derivatives and Similar Financial Investments and for Hedging Activities)では、デリバティブ及びヘッジ対象となっている資産について時価会計を導入することが提案されている。したがって先の分類でいえば、(C)の①、②と(a)、(b)、(c)の組合せという多少複雑な形となる。

基準書115号では、有価証券を、①満期保有証券、②売買目的証券、③売却可能証券の三つに分類している<sup>17</sup>。そして、それぞれに異なった会計処理を採用している。

満期保有証券には、企業が満期まで保有する積極的な意図と能力を持つ負債証券が分類される。ただし市況の変動、流動資産の必要等により売却する可能性がある場合は、これには分類されない。実際、この満期保有証券に分類するには、厳しい制限(特に分類の変更について)があり、時価評価されているものが多いといわれている。満期保有証券は、当初、取得価額で認識され、取得価額と額面金額との差額については、満期までの期間にわたって償却される(取得価額が額面以下の場合は每期増額、額面以上の場合は每期減額していく<sup>18</sup>)。

次に、売買目的証券には、短期間で売却する目的で保有されている有価証券が分類される。売買目的証券は、決算時に公正価値で評価され、未実現損益については、貸借対照表(対象証券の簿価を未実現利益の分だけ増減させる<sup>19</sup>)及び損益計算書に計上される。

最後の売却可能証券には、上の二つに該当しない(連結子会社、持分法適用会社への投資は除く)全ての有価証券が分類される。大部分の有価証券がこれに分類されているといわれる。売却可能証券は売買目的証券と同様に、公正価値で評価されるが、未実現損益については、貸借対照表にだけ反映され、資本項目を増減させる<sup>20</sup>。この貸借対照表に計上す

<sup>16</sup> 暫定基準として米国 FASB (財務会計基準委員会 ; Financial Accounting Standards Board) 基準を採用することを表明し、今 10 月 30 日から開始される IASC 理事会で正式に決定される見通しである (日本経済新聞、97.9.10)。

<sup>17</sup> 以下の定義は、田中健二「有価証券の時価評価(1)」企業会計 97, Vol.49 No.3 による。

<sup>18</sup> 償却の詳細については、田中健二 (前掲) を参照されたい。

<sup>19</sup> 対象証券の簿価を直接増減させずに、引当金勘定を使うことも可能。

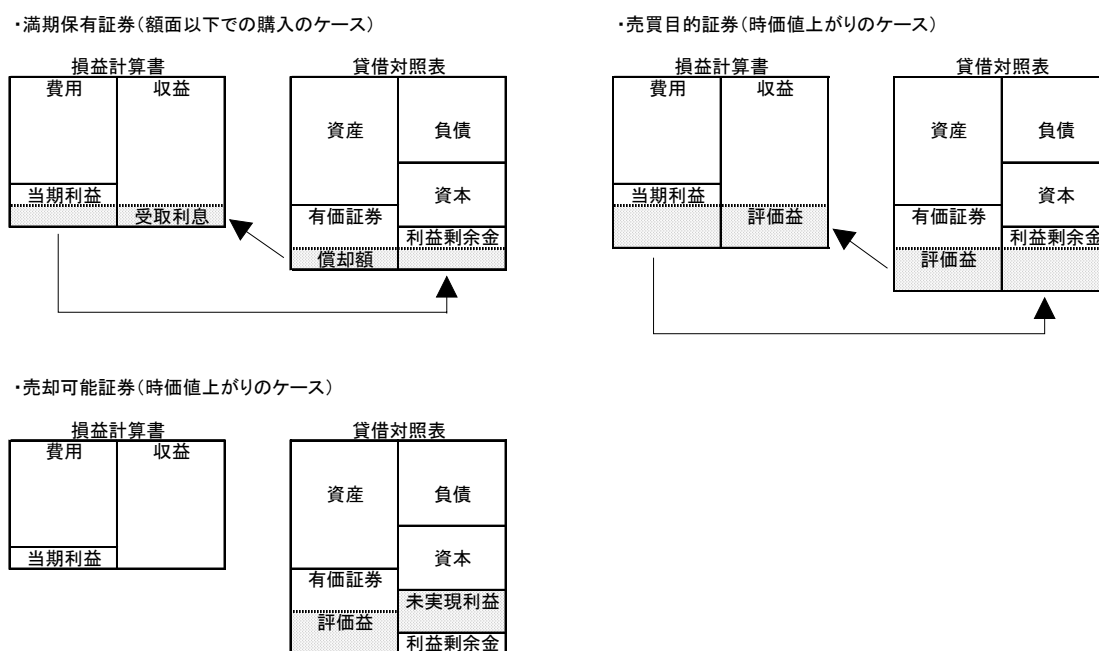
<sup>20</sup> 同上。

ということについては、資産でも負債でもない評価損益が貸借対照表に計上されるという問題が指摘されている。96年7月に出された公開草案「包括利益の報告」では、こうした損益項目を「その他の包括利益」として新たな財務諸表としての「包括利益計算書」に計上することを提案している。

米国において有価証券に時価会計が導入された経緯には、1980年代のS&Lの危機があるといわれている。すなわち、純資産の不足が会計上把握できなかったことや、投資有価証券の含み損の繰り延べと含み益の益出しにより財政が悪化していったことがS&L問題を大きくしたとし、それへの反省により有価証券に時価会計が導入されたというものである<sup>21</sup>。

このことは、バブル崩壊で有価証券や貸付金に多額の含み損を抱えている企業や金融機関が現在でも多いと考えられる日本にとっても参考となる。

図5 米国の三つの有価証券会計



次にデリバティブについてであるが、先述のように96年3月に出された公開草案では全てのデリバティブについて時価会計を導入することが提案されている<sup>22</sup>。デリバティブ取引がヘッジ取引に係るものである場合は、そのヘッジの対象となっているものも時価評価の対象となる。これにより、両者の損益の認識に時間差がなくなり、損益の変動も相殺される。ただし、ヘッジ取引のうち、将来の期待キャッシュ・フローの変動をヘッジするデリ

<sup>21</sup> 田中健二(前掲)、澤辺紀生「金融監督目的と時価会計」証券経済、第191号、95年3月

<sup>22</sup> これについては中小の金融機関などから、管理コストが増加する、収益の変動性がある(ヘッジ取引に係るものについては、ヘッジ対象物も時価評価となるため、損益の変動は相殺される。ただし、投機取引部分については直に収益に影響する)といった反論がでている。

バティブ（例えば予定取引や変動金利収入などをヘッジするもの）と在外事業の為替リスクをヘッジするデリバティブからの損益については、損益計算書に計上されず、「その他の包括利益」として「包括利益計算書」にすべきとしている。

以上、現在の米国の制度は、金融商品の種類、保有目的などで会計処理が異なる非常に複雑なものとなっているが、将来的には全ての金融商品に時価会計を導入する方向が FASB によって示されている。

### 3) 英国 (ASB)

ASB は 96 年 6 月にディスカッション・ペーパー「デリバティブ及びその他の金融商品」を公表し、全ての金融商品に時価会計を導入することを提案している。したがって、ほぼ IASC と同様の方向を目指していると言える。IASC と異なる点は、全ての評価益を損益計算書に計上するのではなく、固定金利付債務、これをヘッジするためのデリバティブ、在外事業の為替リスクをヘッジするための外貨建債務及び通貨デリバティブについては、「総認識利得損失計算書」に計上するとなっていることである。前記の分類では(B)と(a)、(b)の組合せと言えよう。

### 4) 日本

日本では、資産及び負債の評価には、原則として原価法が採用されており、貸借対照表、損益計算書には時価が反映しない。ただし、上場有価証券など一部の資産については、市場価格の低下により評価減を計上する低価法が認められているため、下方向だけに限定した時価会計が一部の資産に導入されているともいえる。また、市場性のある有価証券やデリバティブなど一部の資産については、貸借対照表と損益計算書を通さずに、「時価開示」が行われている。時価開示については、近年、拡充される方向にあり、昨年 7 月にも、これまで先物、オプション、先物為替予約に限られていたデリバティブの時価情報の開示を、全ての商品について行うように制度改正がなされた<sup>23</sup>。さらに、今年から、一部の金融機関に対しては、トレーディング勘定の有価証券について時価会計が導入されている。したがって、日本の場合は、前記の分類でいうと、ほとんど(C)–(d)の状態、(D)–(a)が少しという状況となる。

今年 6 月 6 日に企業会計審議会より公表された「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」では、金融商品を時価評価することの有意性は認めているが、その範囲や方法、財務諸表への反映等については、選択肢及び問題点があげられているに留まっている。具体的な方向についてはこれからの審議により定まってくると考えられるが、論点整理においても国際的な比較可能性について言及しており、今後の進む方向としては、国際的な流れである「全ての金融商品に時価会計」が意識されることとなろう。

---

<sup>23</sup> 97 年 3 月期決算及び中間決算から開示が行われた。

以上は国内基準についてであるが、IAS に対する立場としては、8月12日に日本公認会計士協会から出された IASC「金融資産及び金融負債の会計処理」に対するコメントからは、日本も基本的には金融商品に対して時価会計を導入することに賛成している。ただし、日本に特殊な事情(株式の持ち合いなど)を考慮することもコメントとして述べられている。

## 6. まとめ

日本版ビッグバンの進展により、今後、投資家の自己責任が問われるようになる。そして、この前提として、投資家が投資決定を行うのに必要な情報である企業のディスクロージャーを充実させることが必要となる。さらに、東京市場を国際化し、投資家及び発行体と呼び込むためには、企業の財務諸表の国際的な比較可能性を高める必要がある。

今回の連結財務諸表制度の見直しは、この二つの要求に応えるものとして、大いに期待できるものである。あと企業会計に関して残された問題としては、金融商品の時価会計と、ここでは触れなかったが年金及び退職金といった企業の従業員向け債務などがある。これらについては、国際的にも確立していない領域であること、また、株式の持ち合いや退職金引当金制度(オンバランス)と企業年金制度(オフバランス)の共存といった日本に特殊な問題があることなどから、早期の解決は容易ではなかろう。さらには、商法や税法の見直しといったトライアングル体制の見直しというもっと大きな問題も控えている<sup>24</sup>。いずれにしろ、日本版ビッグバンの究極の目標である「東京市場の再生」を成功させるためには、国際的な動向を見つつ、さらには、IAS など国際標準の作成には積極的に関与することで、わが国企業会計を常に最先端の状態に保つことが必要とされよう。

(井上 武)

---

<sup>24</sup> 本年7月23日より、大蔵省と法務省が共同で設置した「商法と企業会計の調整に関する研究会」で、商法への時価会計の導入や単体財務諸表への税効果会計の導入などについて審議が開始されている。